

【緊急生活支援事業】

一人暮らし高齢者世帯火災警報器助成事業について

消防法の一部改正により、既存住宅に関しては遅くとも平成23年6月までに寝室への住宅用防災機器が義務化の予定であり、緊急生活支援事業として一人暮らしの高齢者世帯に火災警報器の助成（給付）を行います。

1 火災警報器の設置義務について

消防法の一部改正により、既存住宅に関しては平成20年6月を目標に、遅くとも平成23年6月までに設置義務化予定となっています。

設置義務のある場所については

◎寝室には必ず設置

◎寝室のある階の階段（避難経路）の上部に設置

◎台所には、設置義務はないが“安全・安心のためにできるだけ設置を”とされています。

2 対象世帯数

一人暮らし高齢者数：312世帯

民生児童委員把握数：対象者は、65歳以上の者。

3 報知器の仕様

- ・電池式（10年交換）、住宅用火災警報器（煙式）
- ・感知すると「火事です」と音声で警告するタイプ

4 その他

給付になりますので、設置後の火災警報器の管理については個人で対応していただきます。